

人権教育・啓発基本計画 改定案(第1次案)以降の意見と対応一覧

	意 見	対 応
① P5 審議会	【第1章／2 基本的考え方／(3)基本姿勢】 「共生の心を育む」という表現が抽象的であり、人を属性だけで判断して人間扱いしなくなることが人権侵害につながる場合があるため、共生とは、どのような立場の人であっても人権が保障される存在として排除せず、互いを認め合うことだという点を、本文でより分かりやすく示すとよい。	以下のとおり本文を修正 「① 共生の心を育む ー共に生きる喜びの実現ー 現代社会では、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、病気、性的指向、性自認、信条など、さまざまな違いのある人々が共に暮らしています。 こうした違いに対する偏見や思い込みによって、人を不当に扱ったり、排除したり、差別的な言動をとったりすることは、人権侵害につながる場合があります。どのような立場や背景の人であっても、互いの存在や価値を認め合い、尊重しながら共に生きる姿勢が大切になります。 市民一人ひとりが、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合い、支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。」
② P11 他 本部会議	【第2章／1 女性の人権問題 他／めざす姿】 「めざす姿」の表現が『～社会が実現している』となっているが、すでに実現しているかのように読めるため、適切な表現に改めた方がよい。 ●修正前 ・【女性】男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が<u>実現している</u>。 ・【こども】こども一人ひとりの人権が尊重され、安心して学び、すこやかに育ち、自分らしく生きることができる地域社会が<u>実現している</u>。 ・【高齢者】高齢者一人ひとりの尊厳と権利が守られ、自分らしく安心して暮らせる社会が<u>実現している</u>。 ・【障がい者】障がいのある人もない人も誰もが分け隔てなく地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「<u>地域共生社会</u>」が<u>実現してい</u>	各人権問題のめざす姿の語尾を次のように修正 ・【女性】男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の<u>実現</u> ・【こども】こども一人ひとりの人権が尊重され、安心して学び、すこやかに育ち、自分らしく生きることができる地域社会の<u>実現</u> ・【高齢者】高齢者一人ひとりの尊厳と権利が守られ、自分らしく安心して暮らせる社会の<u>実現</u> ・【障がい者】障がいのある人もない人も誰もが分け隔てなく地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる<u>地域共生社会の実現</u>

	意 見	対 応
	る。 ・【部落差別】すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されており、部落差別のない社会が<u>実現されている</u>。 ・【外国人】外国人市民も安心して暮らしやすい環境が整備されるとともに、国際感覚豊かな人が増え、<u>多文化共生が進んでいる</u>。 市民や関係団体等との連携のもと、<u>多様性にあふれ魅力ある地域づくりが進んでいる</u>。 ・【感染症】感染症に関する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して<u>暮らせている</u>。 ・【性的マイノリティ】すべての市民がその性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きることが<u>できている</u>。 ・【インターネット】インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷がなく、誰もが安全かつ自由に情報を<u>活用できている</u>。	・【部落差別】すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されている、部落差別のない社会の<u>実現</u> ・【外国人】外国人市民が安心して暮らしやすい環境が整うとともに、国際感覚豊かな人が増え、互いの文化や価値観を尊重し合う<u>多文化共生社会の実現</u> ・【感染症】感染症に関する正しい理解が広まり、患者、感染者、医療関係者、その家族等が偏見や差別を受けることなく、<u>安心して暮らせる社会の実現</u> ・【性的マイノリティ】すべての市民がその性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、<u>自分らしく生きることができる社会の実現</u> ・【インターネット】インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷がなく、誰もが安全かつ<u>自由に情報を活用できる社会の実現</u>
③ P9 委員事前 意見	【第2章／1 女性の人権問題】 「女性の人権問題」と限定するより「性別による人権問題」など、より包括的な表現の方が基本方針に合うと思われる。	家事・育児の負担差やDV・性犯罪の被害状況など、女性に特有の課題が依然として多いことから、本計画では引き続き「女性の人権問題」として取り組むこととしました。同様の趣旨から、国の基本計画においても「女性の人権問題」という名称を用いているものと考えています。
④ P16 P17 本部会議	【第2章／4 障がい者の人権問題】 発達障害は支援の観点や課題が他の障がいとは異なり、社会問題にもなっていることから、発達障害を独立して取り上げることを検討してはどうか。	新たに基本方針(4)を追加するとともに、現状と課題についても追記。 【現状と課題】 近年、障がい者は増加傾向にあり、障がいの重度化、複雑化等により、障がい者のニーズも多様化する中、発達障がい児(者)等の支援、さらには高齢化に伴う親なき後の支援など、様々な対応が求められています。

	意 見	対 応
		【基本方針】 (4)発達障がい児(者)に対する相談・支援体制の充実 発達障がい児(者)が安心して地域社会で暮らせるよう、関係機関と連携を図りながら、幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した相談・支援体制の充実に努めます。
⑤ P15 審議会	【第2章／4 障がい者の人権問題】 発達障害は非常に幅広く、必要な支援や対応も多様である。幼少期から適切な支援につなげることで、本人や周囲、社会全体にとって望ましい環境づくりが可能になる。発達障害支援の取組が進むことを期待する。	同上
⑥ P18 P19 委員事前 意見	【第2章／6 外国人の人権問題／現状と課題】 ・ 少子高齢化は外国人増加の要因ではないため、「近年、少子高齢化や労働力不足、社会経済活動のグローバル化を背景に在留外国人が増加し、」を「少子高齢化による労働力不足、グローバル化などを背景に～」のように修正が望ましい。 ・ 第3段落目の最終行「～重要性を増していくことが見込まれます。」という表現を分かりやすい表現に。	以下のとおり本文を修正 「近年、少子高齢化による労働力不足、社会経済活動のグローバル化などを背景に在留外国人が増加し、地域社会や経済を支える身近な存在となっています。」 本市においても、外国人市民の増加や多様化が進む中で、こうした課題への対応が今後さらに重要になっていくものと考えます。
⑦ P20 審議会	【第2章／6 外国人の人権問題／めざす姿】 「外国人市民も安心して暮らしやすい環境が整備されるとともに、国際感覚豊かな人が増え、多文化共生が進んでいる。 市民や関係団体等との連携のもと、多様性にあふれ魅力ある地域づくりが進んでいる。」は目指す姿が2つ示されており、分かりにくい ため、1つに整理した方がよい。1つ目の文章をもとにして、文末を「多文化共生社会が実現している。」と明確に示す方がよい。	以下のとおりめざす姿を修正 外国人市民が安心して暮らしやすい環境が整うとともに、国際感覚豊かな人が増え、互いの文化や価値観を尊重し合う多文化共生社会の実現
⑧ P20 委員事後 意見	【第2章／6 外国人の人権問題／基本方針】 文章量がやや多い印象がある。事業すべてを記載したい気持ちはわかるが、他の人権課題とのバランスも考え要点を簡潔にまとめること	以下のとおり本文を修正

	意 見	対 応
	で、より市民にとって分かりやすくなるのでは。 ●修正前 (1) 外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進 様々なバックグラウンドを持つ外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、<u>やさしい日本語などによる情報提供の充実を図るとともに、日本語学習などの機会の創出を図ります。また、教育や就労等の各分野において、関係機関と連携しながら必要な支援につながりやすい環境づくりに努めます。</u> (2) 多文化共生への<u>相互理解の促進</u> <u>人権教育・啓発や、異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めます。</u> <u>学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣や文化、様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図ります。</u> <u>また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。</u> <u>さらに、外国人市民と日本人市民の相互理解を深めるため、地域活動や国際交流活動等への参加を促すとともに、多様な文化や価値観に触れる機会の充実を図ります。</u>	(1)外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進 様々なバックグラウンドを持つ外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、教育や就労等の各分野において、関係機関と連携しながら必要な支援につながりやすい環境づくりに努めます。 (2)多文化共生への理解促進 異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、学校教育や社会教育においても、多様な習慣・文化を理解・尊重する姿勢を育成するための教育・啓発の充実を図ります。 また、外国人市民と日本人市民の相互理解を深めるため、国際交流活動等への参加を促すとともに、多様な文化や価値観に触れる機会の充実を図ります。
⑨ P21 審議会	【第2章／7 感染症等をめぐる人権問題／現状と課題】 「元患者本人だけでなく、偏見や差別が家族にも及んだ」という趣旨の一文を『ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律』の記述の前に追加し、補償制度が設けられた背景が分かるようにした方がよい。	以下のとおり本文を修正 「一方で、かつて我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907 年(明治 40 年)法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」から 1996 年(平成 8 年)に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。また、患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際に偏見や差別による被害を受けてきました。」

	意 見	対 応
⑩ P22 審議会	【第2章／7 感染症等をめぐる人権問題／現状と課題】他 「正しい理解」や「正しい知識の普及」という表現は、後に誤りと判明する可能性もあるため、行政が断定的に用いることには慎重さが必要であり、今後は「正しい」という言葉の使い方について、より適切な言い回しを検討する必要がある。	以下のとおり本文を修正 これらの問題の根底には、過去に誤った知識や不確かな情報に基づく差別や偏見があったことを踏まえると、感染症等に関する「正しい知識」や「正しい理解」を最新の知見に基づいて更新していく必要があります。患者や感染者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。
⑪ P22 委員事後 意見	【第2章／7 感染症等をめぐる人権問題／めざす姿】 「感染症に関する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせている。」の感染者の後に元患者、及びその家族、を加えた方がよい。	以下のとおり本文を修正 「感染症に関する正しい理解が広まり、患者、感染者、医療関係者、<u>その家族</u>等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせる<u>社会の実現</u>」 ※「元患者」という表現はハンセン病問題に限定されるため、「等」に含めている。
⑫ P27 本部会議	【第2章／9 様々な人権問題／ホームレスの人々の人権問題】 ホームレスという見出しよりも生活困窮者の方がよいのではないかな。 ●修正前 【見出し】ホームレスの人々の人権問題 【現状と課題】 ホームレスの人々は、様々な事情で路上生活などを余儀なくされた結果、<u>心身の健康が悪化したり、社会的に孤立したりするなど、厳しい状況に置かれています。また、偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害が発生することもあります。</u> <u>ホームレスの人々が社会復帰することができるよう、自立支援の取組を進めるとともに、偏見や差別をなくすための広報・啓発を推進していく必要があります。</u>	以下のとおり本文を修正 【見出し】ホームレスの人々や生活困窮者の人権問題 【現状と課題】 <u>経済情勢や雇用環境の変化、家族や地域とのつながりの希薄化などを背景として、生活に困窮し、社会的に孤立する人がいます。生活困窮は、経済的な問題だけでなく、心身の健康の問題など、複数の課題が複雑に絡み合って生じることが少なくありません。</u> ホームレスの人々においては、様々な事情で路上生活などを余儀なくされた結果、厳しい生活環境に置かれるだけでなく、偏見や差別、誤解により、嫌がらせや暴行などの人権侵害を受けることがあります。

	意 見	対 応
	【基本方針】 ホームレスの人々の<u>自立支援を進めるとともに、偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進します。</u>	このため、ホームレスの人々に対する偏見や差別を解消するよう広報・啓発を図るとともに、生活困窮者が必要な支援につながるよう各種支援制度や相談窓口の周知に努めていく必要があります。 【基本方針】 ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくすための広報・啓発を推進するとともに、生活困窮者への各種制度・施策の周知や相談支援の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援に努めていきます。
⑬ P29 委員事前 意見	【第2章／【2】インターネット上の人権侵害】 インターネット上の人権侵害は、全年代・男女問わず影響する重大な課題なので、国や県と同様に、トップに配置すべき。	国や県と同様に、インターネット上の人権侵害は重大な課題であると認識しており、本市でも各人権課題に共通して生じる横断的な問題として独立項目として位置付けている。なお、項目【2】としているのは、各人権問題がまず存在し、その課題がインターネット上でも発生しているという順序を踏まえた構成としている。
⑭ P30 委員事後 意見	【第2章／【2】インターネット上の人権侵害／基本方針(1)】 情報モラル等の育成に関しては、学校での児童生徒への指導とともに家庭での保護者の協力が不可欠であるため、その点を基本方針に盛り込むことが望ましい。	以下のとおり本文を修正 「<u>家庭との連携を図りながら</u>、スマートフォンやゲーム機、タブレット端末などでの SNS 等の利用において、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実します。」
⑮ P34 本部会議	【第3章／1 あらゆる場を通じて／(4)特定の職業に従事する者】 市職員や教職員、医療従事者など「特定の職業に従事する者」への人権研修は重要だが、同時に、これらの職業の人に対する市民側の人権意識やハラスメント防止の内容も必要である。	(4)特定の職業に従事する者の最後に次の文章を追記。 一方、近年、社会生活の様々な場面において、これらをはじめとした特定の職業に従事する者に対する過度なクレームや不当な要求などのハラスメント行為が社会問題となっていることから、ハラスメント防止の取組も必要です。

	意 見	対 応
⑩ P13 事務局	【第2章／2 こどもの人権問題】 「人権感覚」と「人権意識」の文言については、人権の基本となる法令や歴史、人権課題の解決に必要な知識を身に付ける「知的理解」と自他の尊厳や多様性を尊重し、人権を大切にすることで人権問題の解決や社会づくりに関わろうとする意欲・態度を育み、情報を正しく判断し、偏見や差別を見極めて解決する力を身に付ける「人権感覚」が育まれることで自他の人権を守ろうとする「人権意識」につながると整理しているため、表記を見直す必要がある。 また、基本方針の順番については、こどもの人権が尊重される環境づくりを第一に捉えた上で、教職員研修の充実及びこどもの人権意識を高める教育活動の推進をめざしているため(2)と(4)を入れ替えたい。 このことから、基本方針を右記のとおり修正することといたしたい。 ●修正前 (2)こどもの人権感覚を育む教育活動 人権に関する知的理解の深化を<u>目指し</u>、自らが権利の主体であることを学び、他の人の立場に立って考える力や差別に気づき行動できる力を<u>育成します</u>。 (3)教職員研修の充実 こどもたちに<u>豊かな人権意識</u>を高める教職員研修の充実を図ります。 (4)こどもの人権を尊重する教育活動 家庭や地域と連携・協働し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性と社会性を育む教育活動の充実に努めます。	(2)こどもの人権を尊重する教育活動 家庭や地域と連携・協働し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性と社会性を育む教育活動の充実に努めます。 (3)教職員研修の充実 こどもたちの人権意識を高める<u>ための</u>教職員研修の充実を図ります。 (4)こどもの人権意識を高める教育活動 人権に関する知的理解の深化<u>及び人権感覚の育成を図ることにより</u>、自らが権利の主体であることを学び、他の人の立場に立って考える力や差別に気づき行動できる力を育成する教育活動を推進します。